

平成31年3月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 平成31年3月20日(水) 午前9時00分～9時45分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番	木下	得代	2 番	大原	眞路(会長職務代理)
3 番	三木	洋一	4 番	川田	一博
5 番	吉田	宏明	6 番	山下	恭生
7 番	松下	良夫	8 番	井上	賀博
9 番	岡野	孝文	11 番	中村	康男(会長)
12 番	藤本	俊彦	13 番	宮本	賢一
14 番	猪熊	幸雄	15 番	國重	幸代
16 番	穴吹	秀雄	18 番	大西	和男

欠席委員

10 番	村井	孝彦	17 番	梶野	和幸
------	----	----	------	----	----

傍聴推進委員

6 番	中西	格	14 番	濱崎	郷廣
-----	----	---	------	----	----

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	岡崎	伸一郎
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	1 件	田 畑	2,194.61	m ² m ²
第 2 号議案	合意解約	1 件	田 畑	1,986	m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 4 条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第 4 号議案	農地法第 5 条許可申請	3 件	田 畑	1,027	m ² m ²
第 5 号議案	非農地証明願	1 件	田 畑	43	m ² m ²
第 6 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 7 号議案	農用地利用集積計画書	3 8 件	田 畑	59,080 13,104	m ² m ²
第 8 号議案	農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更	1 件	田 畑	509	m ² m ²
合 計		4 5 件	田 畑	64,839.61 13,104.00	m ² m ²

平成31年3月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今から3月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計45件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中16名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、村井委員さん、梶野委員さんからは、事前に欠席の連絡を頂いております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 4番 川田委員さんと5番 吉田委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、18番 大西委員さん、1番 木下委員さん、3番 三木委員さんと私で、昨日の3月19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」1件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 計2194.61㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件1件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」1件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」1件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 1986 m²。【議案読み上げ】

以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 18 条 合意解約」1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 2 号議案「農地法第 18 条 合意解約」1 件を受理し、処理してまいります。

続いて、第 4 号議案「農地法第 5 条許可申請」3 件を議題に供します。

なお、第 4 号議案の 1 番、2 番、3 番については現地調査を実施しておりますので、18 番 大西委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

大西委員 それでは、第 4 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 番、2 番、3 番の現地調査報告をさせていただきます。

1 番、・・・、面積 342 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 借人は現在、妻と借家に居住しているが、手狭なことから自己住宅の建築を計画、その際に実家近くに移り住むことにより将来的に両親の世話をすることを考え、本申請地を選定したため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種中高層住居専用地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 本申請地は昭和 41 年にアパート用地として農地法第 4 条許可を受けていたものである。許可後、アパートを建築していたが平成 5 年頃取り壊し、現在は畑及び駐車場用地として利用している。本申請地について工事完了証明による手続きも検討したが、転用許可ではアパート 2 棟となっているが実際には 1 棟のみであったと思われるため、既許可の取消と併せての本申請となったものである。

2 番、・・・、面積 482 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 借人は現在、両親と同居しているが子供の成長に伴い手狭となったことから、妻の実家所有である本申請地を借り自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3 番、・・・、面積 計 203 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 借人は現在、県外で妻と子供 2 人と借家に居住しているが、今般、地元に戻り親所有の本申請地に自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま大西委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

第 4 号議案「農地法第 5 条許可申請」1、2、3 番につきましては、先ほどの大西委員さんのご説明どおりです。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 4 号議案「農地法第 5 条許可申請」3 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

穴吹委員

1 番の案件は地目が田となっていますが、アパートが建っていたのですよね。

事務局長補佐

地目 田で転用申請を行い許可が出ていたのですが、通常は工事完了証明願により地目変更するところ、それがなされていなかったため、登記の地目が田のままです。
アパートを 2 棟建てる計画でしたが、1 棟しか建てていませんでした。

会長職務代理

他に何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 4 号議案「農地法第 5 条許可申請」3 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 5 号議案「非農地証明願」1 件を議題に供します。

なお、第 5 号議案の 1 番については現地調査を実施しておりますので、1 番 木下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

木下委員

それでは、第 5 号議案「非農地証明願」1 番の現地調査報告をさせていただきます。

1 番、・・・、面積 43 ㎡。【議案読み上げ】

申請理由 平成 20 年よりガス事業者のガス整圧器室を設置しているため。

これは、農地法施行規則第 53 条第 17 項の規定により転用許可を得る必要がない案件です。

申請理由についての証明 四国ガス株式会社との土地賃貸借契約書の写しの添付もあります。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま木下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長 それでは、第 5 号議案「非農地証明願」 1 件について補足説明いたします。

林田町の一部には都市ガスの管が敷設されており、申請地に設置されているガス整圧器室といいますのは、ガス事業者がガス導管の変位の状況を測定する設備です。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 5 号議案「非農地証明願」 1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 5 号議案「非農地証明願」 1 件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 7 号議案「農用地利用集積計画書」 38 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第 7 号議案「農用地利用集積計画書」 38 件についてご説明いたします。今月は新規に農地の貸借をする案件が 14 件、更新が 9 件、再設定が 15 件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が 4 件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 38 件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 7 号議案「農用地利用集積計画書」 38 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員 お尋ねします。利用権設定は、内容、作物にかかわらず通年で申請があれば、通年で処理するのですか。

事務局書記 はい、基本的には通年で処理します。

三木委員 38 番の案件は、作物名が水稻と麦で、個人で借り受けるようになっていますが、認定農業者以外で麦を出荷することはあり得ないと思うのですが。本人は通年で作っても、麦は個人で出荷するのではなく、この方は農事組合法人の構成員なので、法人で

出荷すると思います。本来ならば、水稻は個人との利用権設定、麦は法人との期間貸借という水稻と麦を分けるという指導があってもいいのかなと思います。

事務局長 検討します。

三木委員 水稻の裏作で麦を作るという個人の契約があった場合、個人で麦を出荷するのか確認したほうがいいのでは。

事務局長補佐 個人では麦を出荷できないのですか。

会長職務代理 できなくはないが、補助金につかないので、安いです。
他になにかありませんか

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」38件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第8号議案「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第8号議案「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積509㎡。【議案読み上げ】

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 この申請は、工事完了後、計画どおりに工事が行われていないことが判明し、現況に合わせ計画変更を行うものです。

排水方法については、当初、集水桝を設置し既設排水口へつなぎ込む予定でしたが、別の既設排水口に集水桝を設置せずに排水します。

フェンスの設置位置は、敷地境界から1m内側に設置予定でしたが、0.15mから0.35m内側に設置することになりました。

周辺農地への影響 土地改良区意見書および隣接農地関係者同意書から調整を了していると確認できます。

その他 本申請目的である変更について、すでに工事済みであることから、始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

穴吹委員 転用後は地目は何に変更するのですか。

事務局次長 太陽光発電設備用地の場合は、工事完了後に雑種地に変更すると思われます。

会長職務代理 他になにかありませんか。

各委員 **【異議なし】** の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

それでは、これもちまして 3月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時45分終了

平成31年3月20日